



第30号
60.12.1



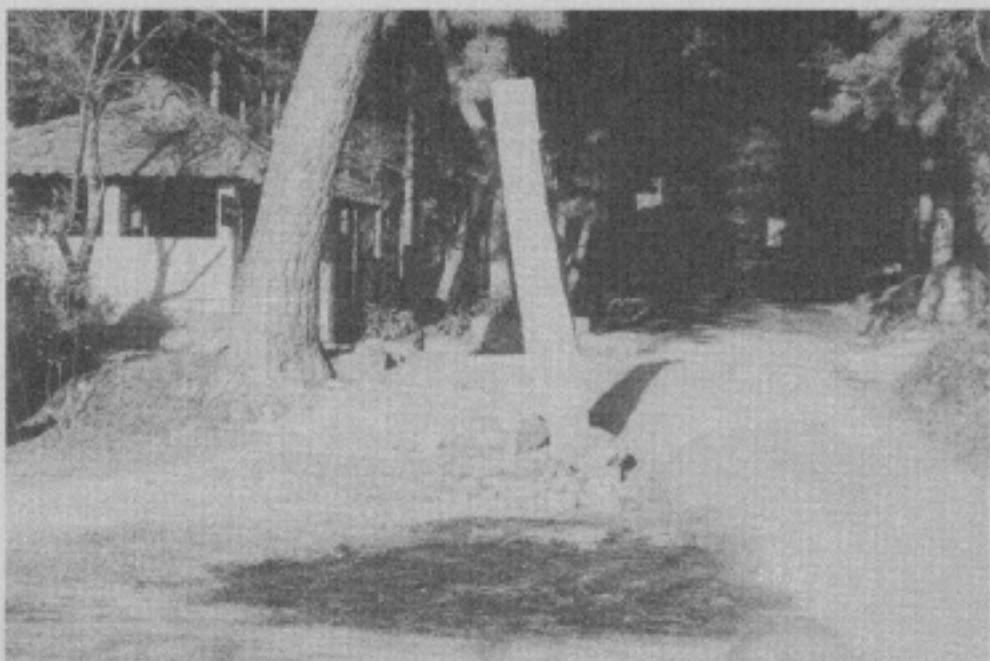
発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口 225975

発行者
会長 三好敏夫

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口 221712

目次

・社団法人公団協会の設立総会を終えて	設立代表者 乗川良介	2
・中国ブロック協議会開催される	広報部長 宮崎晴雄	3
・国調境界冬景色（第1学章）	岩国支部会員 岩倉一夫	5
・本部研修報告	企画部長 溝口保二	6
・贈与税（税務通信より）	経理部長 高杉勇助	7
・全員討死に、遠征ゴルフコンペ		7
・「史跡探訪」		9



龍灯石（東大寺別院 阿弥陀寺）

社団法人 山口県公共嘱託登記士地家屋調査士協会設立される

社団法人 山口県公共図書登記
土地家屋調査士協会の設立総会

土地家屋調査士協会の設立総会を終えて

人生に拘るなり。第一の講会
が、西報に付し猪崎の田舎を十三年
間とり故け、やゝと田舎廢つたところ
と伝ひます。それから、枯絶式の
ための金どりが西報公算段に設立開業
船入全であります。十月二十六日積れて
枯絶式を終えたといふのであるが併せ
存じます。二世の藤井は監督官である
が法務省より佐野大田の薪のを受け
はゆければ年内丸、無くとも一月上
旬に許可書が交付され、人頭も兩相

の六の目的にむけて次の登記の選択
性や迅速な実態に配慮できるよう措
置を重ね、発行官が審査に対し、信頼
される組織作りを行わねばなりません
が、社員の中には「法人ができるた
めに、業務が遂行に順らうと組織を
それでいる人をもいるかも知れません
」これは誤りであり。専門、専事会員
Pとなり、元老院は組織には権限所在江
島を公務と見えていますので、当初
は導きずるものであります。

に迷ふ心配があり、責任があるとの
いえます。どうぞ、御理解を願い、ス
マートなご判断に見て上げようでは
ございませんか。ひいては、今後の
表示に関する規定のすべてを我々要望
門系の手で、「手にねり受けし」譯
士常盤と、表示基準の正確さの確保
のため頑張ろうではないせんか。
説員一同、皆貴様の御協力、御賜教
昇、御批判をお待ちしております。

去る第一〇一回会に於いて、後
々の十三年後即ち昭和三十二年、公職
法人化が、土地支那開拓士法の一形
改正といふ形の上で、成立し、民法
第三百条に基づく社团法人の設立を
することで、人格をもつて競いだも
のであります。この人格自体に伴い
社員の尊厳をなし、最初十月二十六
日出資も設立の始会を終了したもの
のであります。設立時社員数も一
一人名の多さに便し、初期の社員由
来がわざと記載が無いため、社
員の登録名を用意表に依する次第で
ござります。

六十一甲一月十七日までに、社社店
人山口屋公共賀其貢定土油漆刷御真
土難金として、法人登記の完了を以り
ることにより、いよいよ誕生し、以
後子孫では積極的に技術を継承するも
ないものでござります。御車用の真
り、この法人は當公署を創立者とし
て、精定された範疇での業務の取扱
を行な田代でございます。この設立
は記五了までは、私達が人が一喜
わば、お前の時の助生間のが在せぬ
動したものでありますが、今後は、
社員一丸となつて、業務の開拓に力
を注ぎ、土油漆刷御真土難金

理であるこの、児童虐待の看取りを
期むればなきません。また問題児像
全、社会指導の開拓性、御協力を得
て、互い相手は職場問題の實り度を
に關するも問題能がに用意の問題をも
受託し、調査士正直十七条の次を充
当実務することを目標とすであと存
じます。

人生は、幼少教育が最も重要なコ
れています。この使命も、今、確立
を期しておことしています。社員の培
育生員がこの使命の観でとおもす
役員にすべてを委ねるのでなく、企
業で見て、立派な壁をそびえ、次代

六名社員の皆様が各自開拓して戴き、福井貢和社士吉有相殿皆士合の有成に先ずは御此慶祝のすべてを賀二が題。一社員一人となつて心んで算くことを

は前一人となつて並んで立くこと



中国ブロック協議会(第28回) 開催される 於岡山市



中国ブロック協議会開催される

宮崎晴雄

浦山市・浦山アーヴィングビルににおいて十月二十三日(水)・二十四日(木)の二日間に就き第二十八回定期例会が開催されました。

庚子年正月

の市山雅樂組会員の他次の九名が横濱
旅館、オフザーバーとして出でいた
しました。

新編全蜀王集

三

講義に先だち吉野庄萬昌氏を訪ねて、中出アロ。タバコ屋は衣装の表を見たが假り石なわれ、「山口会からも次の方々がめでたく新郎を受けられまして、受宣者を代表して当山の会頭小田井大介翁が祝辞を述べられました。



キ田四つ角地圖

卷一百一十一



新本清人先生



平山正昭先生



山田 勝一 先生



山田 勝一 先生

その後理事、協議事項に入り、「九月二十日午前六時三十分より、同地主の権利を剥奪せしめること」。なお山田の回答は眞田源吉が証言したこととした。

昭和廿年の理事会の事実は眞田と山田の回答を基に推察します。

六十年度収支計画

1. 各種税金の収支計算の申込
2. 稽査士による貢止税額及び前年度の提出期限について
3. 小川の支拂税額
4. 新入会員の出資
5. 公共施設開発費の申請
6. 公共施設開発費の設立及び組合

研究
1. 市町村対策連絡協議の中国地方
組織局の公私機關との折衝
2. 各種税金の収支と債務空缺
3. 会員会議の組織と会議の開
催

研究
1. 市町村対策連絡協議の中国地方
組織局の公私機關との折衝
2. 市町村対策連絡協議の会員組織の
運営と不合法取扱事例に対する
取り扱い



投稿

国調境界冬景色 (第一学章)

岩国支部
岩倉一夫

山口会の皆様コンニチワ

一昨年の十一月、私はK県から、故郷である周防大島は安下庄に帰つて参りました。

今後の御指導、御鞭撻、御支援、御愛護の程、切に御願い申し上げる次第でございます。

わが安下庄は大層、風光明媚な所でございまして、北側は嵩山を中心として、山肌が鮮やかな山々が連なつていて、南側の港はU字形より一層両端が狭くなつた湾になつてゐるのをございます。とくに夕日に映える東側山肌と、コンベキの海の対比は目を洗われる心持です。山の幸はミカン、海の幸はアジ、タチウオ、ハマチ、チヌ、イワシ等、とに角、広島、岩国、徳山、それから島の北側の久賀から、清澄な海水の魚を求めて、ツリキチが大勢押し寄せるのでございます。その上おいしい空気、わがふるさとは正に老人天国でございます。

さて、昭和五十六年一月の国土調査登記便覧（国土調査登記研究会編著、法務省民事局第三課と国土庁土地局国土調査課の監修）によります

と、山口県の場合、昭和二十六年から昭和五十五年までの地籍調査実施面積は一・六七四・一九平方キロメートル、昭和五十五年から昭和六十四年までの計画面積は一・三〇〇平方キロメートルとなつてるのでございます。

山口県の総面積は、六、一〇三・六〇平方キロメートルですから、実施面積は二七・四三%、計画面積は二一・三〇%、合計四八・七三%，すなわち昭和六十四年になりまして、地籍調査の実施面積は、なんと県総面積のはば半分になるわけでございます。つまり我々山口会所属の会員は今後地籍調査に大いにカンシンとキヨーミを持たなければなりません。

＊＊＊

地籍調査は御案内のように平板地区と数値地区に分れておりまして、東側山肌と、コンベキの海の対比は平板地区については筆毎の求積方法により、ラニメータによる地区（A地区）、デジタルラニメータによる地区（B地区）、電算面積測定法による地区（C地区）と三つに分れております。数値地区（D地区）は勿論、各境界点に座標値（仮）があるわけでございます。

地籍調査の実施方法につきましては色々な法令等が出来ておりますが、問題は復元方法でございまして、不勉強な私めの知識によりますと、法制化された復元法はまるつきり聞いたことがあります。

たことも見たことないのでござります。我々調査士の仕事は、境界標識のない境界点の復元の必要性が多いのでございますが、復元方法が明示されていないため、先生方独自の方法でやっているのが現状かと思われます。

新たに道路、排水路等を敷設するとき、多くの個人所有地を横断するため、多数の分筆図が作成されるのですが、道水路の流れの垂直方法に一メートル近くずれて分筆された実例がございます。これは測地附近の地籍図根点を使用しないためで、後日この過誤測量が発見された場合、どういう風に処理されるのでございましょうか。この様な道水路は数百メートルから数十キロメートルに及ぶものがあり、その修正は大仕事になるわけでございます。これは地籍調査実施地区の復元方法が法制化されていない為におこった問題でございます。

境界点の復元を地籍図根点を用いて行う場合、境界点の位置を求める方法としてA、B地区については地籍図の国郭線より座標値をよむことでございます。しかしこの場合次のことに留意しなければなりません。

一、国郭線の直線でない場合がある。
二、国郭線の交点の角度が直角でない場合がある。

三、国郭線の長さ、南北方向のものが正確に300.0ミリメートル、

東西方向のものが正確に400.0ミリメートルとなつていらない場合がある（五百分の一の縮尺で、○・一ミリメートルは現地の五センチメートルに相当）
四、その土地が地籍図二枚以上に跨っているとき、国郭線との交点の位置がくいちがつてゐる場合があります。

＊＊＊

次に国郭線には五〇メートルおきに、この線を横切る線がついております。又国郭線内にも五〇メートルおきに十印がついております。境界点の座標値は、その点から最も近い国郭線から読み取るのが正しいわけです。こんなことをすると市役所（役場）や登記所の職員に叱られますよ。さて、地籍図根点には国家座標値がありまして、地籍図と多角点網図から国郭線の番号がわかれれば、役場の国郭線成績簿で求められることになつてゐるのでございます。

国土調査で使用している平面直角座標系によりますと、私はの住む山口県の座標系区分は、中国西のIでございまして、東経一三二度一〇分〇〇秒、北緯三六度〇〇分〇〇秒の位置が測量原点だそうでございます。

地獄全般とすら問題外の西方で、お上、又は魔界に向かうのか否ひませぬが、私達がもる間接暴行を併せて、ど哉な問題をやらうと思つても、相手には相成ては手の口と云ふよりはありませんか。私の手も安下庄は問題取扱から前に約二三回オカマートル、車に附のオカマートルのところに位置しているのでござります。

なれ、文一郎（文也の通称）では、地蔵用、多角形鏡、鏡根京成等を手に、
手賃附にツバメとして出でます。こんな
なに有能いことはござひません。
名にこの西國の音は日本にそれれば、
いいでしょ。近頃も、此風景を目に
ち方法でやつてあるが、見る限り、お子さ
が、それよりも、上等の正規学究石
工があることを目指すの方もいる
しゃるを知ります。

（大島町は全面この地区です）は電算用機械で機会を以て「有効の手帳」を行ったのである。その資料を任用すればよしむけてあります。したがつて面倒な核算計算取りの口座はまるでありなしでございます。則ち資料とは、何をかくそく従業相定手帳と定期核算簿計算簿であります。そして、核算を行つて、これと面倒に並べて並げるのではなくて、ほんまに有効することあります。

深樹閣文庫

本部研修報告

前西漢書



表紙写真説明

開山当初の各城は、南は西沼、東は木原山、西は多ヶ岳山、北は大字山の広大なもので、ここまで開拓するという意味で、開拓自から敵を防ぐ開拓した。

又、開墾した土地を耕作する際、糞が混入する習慣を利用し、市になると糞の堆をともして耕作をしたらしいからそれでいい。

本部研修課で説いた伝達標準が、
既に記入されており、定面積測定が
界隈には後世導入された際の「
機」、これが仕事と並行して「
外車」がアーティスとなるように調整
された車の運営が記入されている。(1)
の面積が算出面積となつてゐるの
をさします。

だれしかし、因縁のは因縁は理由
で出来たは理由の算出面積で、なぜ
て何がであるのかと、何がどのよ
うな用、第二の算出まで御持ち出来
く、次してお題にまことに上げる事
になります。

誰が何處かの相手にして、その都度の
全の新らぬおこしたお顔であります。
午後に入り、税理士の行本廣之先生
生より、日記。其の調査だが、監査
上の関連する不動産の税の問題又、
奉公所の賃費問題についての質疑と
田舎へ大変有意義な一日を過ごす予定
が出来た事と思ひます。



全員討死!! 遠征ゴルフコンペ

中国プロゴルフ協議会の朝日野とし
て第一回定期ゴルフコンペ(1月12日)
十二日(火)は「開山カントリークラブ」
ラブリードームで行われました。

この開山カントリークラブは開山
より北に約ハーフマイルで約十
三分の間に位置し、自然環境に抱え
られた純正田舎なところで、昭和二十七
年開設され、私の印象によるとア
ウトドア・インコースにアピ
アグランが深く、距離も相当に長
く、谷間・池塘ありのコースで、プレ

イアとしてかなりの技術と腕力を
要求されるコースではないかと感じ
ました。距離はこれくらいにしまして
三日は各組より三十名の会員が参加
しましたが、参加からも

本庄市において、行本税理士の
講演のうち、相続の場合は特に分配金の
について、質問が多くありましたので、
私の手稿資料「相続五十五年田
月七日被相続人相続」を参考のため
転載しております。
なお、この件については、昭和三
月十五日までに確定申告することを
条件としておりますので、申し留め
ます。税理士 岩井勇助

贈与税

相続税専門課 小林相続法律事務所

父親若義の家屋に息子が遺贈する場合の取扱い

問 稽と相続することになりましたが、開拓するには手狭な現在の父親若義の家屋に、息子の私が銀行ローンを借りて、建て替える事になりました。この相続について、どのような方法で登記するのが税務上問題が少ないかを知り合いに相談してみました。

私は、既に対して贈与をする意図は全くありません。知り合いの司法書士によれば、贈与をした場合、その増築部分だけを既名義で登記することはできないということであり、既存の家屋の現況と、増築部分の寄附の面積の比によって、父と私がその家屋に対する持分を決めて共有登記にすればどうかという助言がありました。

すなわち、既存家屋の持分の一割を父から相手を受ける登記をして、その後増築をして、その増築部分についても相手の持分になるよう相應配分することとするというものです。この場合、税務上はどういう取扱われることになるのでしょうか。

なお、土地は父親若義のものですので、家屋の持分を私が取得することとなつても、その費用は全て父親若義のまま上します。

また、家屋の固定資産税評価額や持分等は次のとおりです。

既存家屋	面積	面積評価額	税率
(昭和14年)	66.15 m ²	1,923,530円	1%
増築部分の家屋	42.5 m ²	7,500,000円	1%
合計	118.66 m ²	8,823,530円	1%

地 相続税士が苦っているのは、既存家屋について $\frac{1}{100}$ の持分を
私の所有名義にすると同時に、増築部分についても $\frac{1}{100}$ 余分の
所有名義とすることとしてはどうかという発言です。

問 増築の義務は、子供と親所有の家屋に増築をし、その増築資金を負担するが、増築資金を父親に預けする方法はないので、その家屋について父と子が既存の家屋の面積と負担した増築資金の割との比によって共有することにして場合は、贈与税の課税額は生じないと考えてよいかというのも想われます。

答 増築に増築をする場合には、その増築した部分が独立した一つの家屋としての権益を有するものでない限り、その増築部分の家屋は、不動産の附合(民法

田被許那
不田中邊
那通那那
那通那那

感想の方は、専らほの心方に曲がり、上位入賞者は誰一人おらず、オーディエンス賞の精神に則ってしまいました。という間に越えて感想会場へはお騒ぎをさせていただきましたが、座つ音訳をさせてもらえますならば、慣れない「ミス」であり、朝早く田舎の当時のプレーといふ大変難解な

次回は、ホールのせいでなかなかたか
と打もわれます。
最後に、優勝されましたのは鷹山
会より唯一一人参加されました永井伊
里先生でした。

二
五
四

242 条¹⁾により、既存の家屋の所有者がその所有権を取得することになります。つまり、既存の家屋に併として附合される建物を既存の家屋の所有者がそのまました場合には、既存の家屋の所有者がそのままの家屋の所有権も取得することになります。而って、その附掛について既存の家屋の所有者が何等の也障害もしないものとすれば、その者はその時期によって経済的利益を受けることになりますので、その経済的利益の範囲に相当する金額を増額をした者から相当により取得したものとみなされ(利害相反なり)、贈与税の課税が行われることになります。

しかし、その相続資産を負担する者が、その負担する金額に応じてする算定、つまり家屋の権利を取得することとすれば、既存の家屋の所有者は、相続資産の負担者から経済的割算を受けたことになります。

問題的には、各年の実際の100分の85の持分を子が親から譲り受け、その後そのままの増加をしてそのままの増加部分についても子が100分の85の持分を。親がその100分の15の持分を取得することとしたいたいことですが、この場合の親と子の経済的な関係は、既存実績の100分の85の持分（当該持分の価額は1,125,000円。 $\frac{85}{100} \times 1,350,000\text{円} = 1,125,000\text{円}$ ）を子が親から取得する代償として、子は増加部分の100分の15の持分の増加益金（ $1,350,000\text{円} \times \frac{15}{100} = 202,500\text{円}$ ）を負担するために負担するという関係になるものと思います。

すなわち、親が既存の家屋の100分の85の持分を子に譲渡する代わりに、親が西側すべり増築設置を子が負担ということであり、その既存家屋の持分の譲渡と増築設置の費用とが対価關係にあるものとすれば、親は子に既存家屋の100分の85の持分を1日25,000円で譲渡したことになります。

従って、この場合には、電子相互間における離与調和を生じないということになり。而り説が導かれる事はないものと考えます。ただし、調から子に対する既存家庭の持分の強度については、強度所得の段階の対象とされますが、この場合には、仮りにその家庭が現の居住用財産に該当するものであったとしても、居住用財産の特別財産の料金の適用はありません。(宿題法施行令 23 条)

Q1. 家庭の相続税評価額は、法定資産税評価額の1倍相当額とされておりますので、実際についても、法定資産税評価額相当額で課税しておれば、贈与税の課税規制が生じることはありません。

また、家庭の敷地の使用については、その使用が権利行使に基づくものである限り、當地権の権利擁護は生じず。その家庭の敷地について利未和解権があつた場合は更地として評定されることになります。



史跡探訪



月の桂の庭

少し照葉でひの木氣でしたが、東洋銀行の助役室初任は、開き一更通算助役の令一書出三十三番目、「西野のえやに助役」の筆文の跡への仕事を行なふと待ら受けていた。

本日の屋内は、貸切りバスのためバスが不機嫌がするのかと感じたが、那珂市銀座屋会常務理事の金井也之助さんが、仲間にまかわらず、腰を下さんとのたまに、わざわざ窓口にて下さることにして、大変感謝しました。車もない、バスは出来し、第一の急用事である石井「月の社の社」に拜覲。この「月の社の社」は以前、西野の玄孫万喜に登場しましたが、西野一書(一七二〇年)、「社家四代軍平吉晴が置いた石碑だけの在

日本四年（一七八〇年）東大寺が
手裏剣の盗人におかれて破壊しまし
たので後白河法皇はひじょうに戒白
がうち、ぜひ大法を教説し、大法燈
全開催してその演説を記されまし
た。始れば東方十人を東大寺内総經の
大勧善とされまして、五人はまず大
法を講かることとし、文治五年
（一一八九年）にこれを改修せられ
ついで大仙院御内総經に御坐されまし
た。翌二年に、朝廷は別動一隊の組
相を東大寺に寄附せられ重經上人を
唐新田源空圓に任せられました。上
人は宋人の傳授師、日本の大正禪僧
ぬ牟子をひきいて筋相に下向され、
四月十八日は京都をのぼり應永の山
山で本詔めを行なわれました。山地

史跡のまち防府を行く

11月17日(日)

10:20
WEDNESDAY, APRIL 18, 2007

新知識分冊——藝術名利函。至利博物館——

三

卷之三

話や、「絶」の絶の字が重複である。
・東洋は、免子懲罰の法。西洋は、
母胎膜の病で、月の母の病は、子母
共生の母の病である。松田は本業
自らに育てた母であり、仕入な公義の
世間體を組織した母である。
この娘が「母なる母たはでない」
云々教訓書である。拙劣の體操藝人の心
事をそのとひあやと云う。そして
この拙藝院は、古代の宮殿の中には高
い木、庭に植えられた山躑躅のある
山城があります。

会員やまぐち

は斯守御隊が多く参出しに手便でありましたから、渠のなしところへ也を組して道をつけ、渠を架け、村木を植樹川の水体に出して渠に組み、河口まで二十八キロメートル余の間に一ハガ所のせき場をつくりて路を施しました。土人は、渠もも耕ねず、渠筋の勞作を附けて精勤と努力を積みられ、相好のまゝに年俸の雄久元年（一一六〇年）十月、東大寺土神式を挙げ、ついで同六年（一一九五年）雄久の土供養が實行されました。後白河法皇が源氏三河三井廟参拝し、その大念式に雄久のなかこととは、いかにも寂しいことであるとした。土人が当地に下向されましたがときには、源平戦争の余波で田畠は荒廢し、土民の落亡する者も多い。また飢餓を訴える者がたくさん集りました。土人はこれに水をうえ、野菜の播種を図り、耕作を奨励などして、藩府の繁栄を図られました。

阿弥陀寺は、通称土人寺が新選を受けられた後白河法皇の現世安樂を祈つて、文治三年（一一八七年）、日らこの土地を過ぎし、みすおきくわをとて開創する。三日三夜、真心をして祀られたもので、開創地の境内は、南は中慈山、北は本尊を構きつて牛耳神に面す財神山、西は今の大慈山、北は大慈山に至る山大きな地域を占め、その中に淨土堂はじめ、經閣、鐘樓、諸様の堂宇、庫裏

等が並び、施設が豊かである。土人はこれらを整備するため、本寺を建立するの資金に手間を惜しまず、九ヶ月の出費を費さざれました。施設は、既に毎月を経るうちに火災や盜賊などの災難が多く発生となり、今はまだ手分けのみが残っています。



—事務連絡 —

(社)山口県公共建築監修会議員士協会に於ける寄付金の収納上での取扱いについて
右の件につき、「月刊四日」、横井田義吉と記載した結果、一括引渡しと併し、公庫に提出して可とのことでしたので知らせて貰います。



事務局だより

會務報告

十月一日は
「境界確定の日」
です

会員異動状況

第30号付

一、入脱会状況

支部 氏名

異動年月日

入会日

事務所
番地

右田 西浦 那大
山本 勝男

六〇・一〇・二〇
六〇・九・三〇

度会
会員登録

西園市麻里布町七丁目六番二二六号

支部 氏名

異動年月日

異動事由

備考

福山 西村 實一
前田 順男

事務所
住所変更
住所変更

下松市大字西豊井二二五二番地の二
福山市大字金峰二二三八番地の一
交通事故による人命治療